

○初任給調整手当に関する承認事項について

1 規則第2条第3項に規定する「獣医学に関する専門的知識を必要とする
と人事委員会が認めるもの」

勤務箇所	職 員
保健医療部生活衛生課	獣医学に関する専門的知識に基づき、食の安全の推進、と畜検査、狂犬病予防、動物の愛護及び管理に関する業務に従事する職員
農林水産部畜産課	獣医学に関する専門的知識に基づき、畜産振興の業務に従事する職員
県民局農林水産事業部及び地域事務所農地農村整備室	獣医学に関する専門的知識に基づき、畜産振興及び畜産環境保全の業務に従事する職員
環境保健センター	獣医学に関する専門的知識に基づき、保健衛生に関する調査研究、試験検査等の業務に従事する職員
保健所	獣医学に関する専門的知識に基づき、食品衛生及び乳肉衛生等の業務に従事する職員
食肉衛生検査所	獣医学に関する専門的知識に基づき、と畜検査、食肉衛生に係る調査研究等に従事する職員
動物愛護センター	獣医学に関する専門的知識に基づき、狂犬病予防、動物の飼養及び保管に係る指導等の業務に従事する職員
家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医学に関する専門的知識に基づき、家畜の伝染病の予防、家畜人工授精の実施、家畜の保健衛生上必要な試験及び検査及び寄生虫病、骨軟病等の疾病予防のためにする家畜の診断等の業務に従事する職員 ・ 獣医学に関する専門的知識に基づき、家畜伝染病予防法に規定する伝染病に関する試験、研究及び調整並びに病性鑑定等の業務に従事する職員
農林水産総合センター畜産研究所	獣医学に関する専門的知識に基づき、家畜及び家きんの改良に関する試験、研究及び調査並びにこれらに基づく実証や家畜及び家きんの疾病の予防及び衛生に関する試験、研究及び調査等の業務に従事する職員
食肉地方卸売市場	獣医学に関する専門的知識に基づき、と殺及び解体の指導監督やと畜場の清潔衛生に関する業務等に従事する職員